

坂下業発第400号

平成30年10月9日

指定工事店 各位

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

管理者 石川 清

(公印省略)

占用許可等を必要とする工事における留意事項について（通知）

日頃より、当組合下水道事業にご協力をいただきお礼申し上げます。

先般、坂戸市内の市道において道路占用許可を要する取付管設置等工事を実施したところ、道路占用許可を受けた占用位置と違う位置に物件を設置してしまった事例が発生しました。

原因としては、複数棟現場において、現地の状況と設計図書の照らし合わせをしてから工事すべきところ、その作業を怠って工事をしてしまったと報告がありました。

各指定工事店におかれては、改めて下記の点に留意し、また併せて道路法、道路交通法その他関係法令等を遵守し、適切な工事をしてください。

記

- 1 工事着工前には十分に現地調査を行うとともに、設計図書と照らし合わせを行ったうえで施工すること。
- 2 各種許可に係る条件及び指示事項について、工事着工前に必ず確認し遵守すること。
- 3 警察署から受ける道路使用許可書について、工事着工前にその写しを下水道組合業務課まで提出すること。
- 4 工事実施中は、各種許可書若しくはその写しを必ず携帯すること。
- 5 やむを得ない事情等により占用位置を変更しなければならない場合については、必ず工事着工前に下水道組合業務課と協議すること。

担当：業務課業務担当

電話：049-288-3361

E-mail：gyoumu@stgesui.or.jp